

若桜町監査発第24号
令和元年8月27日

若桜町長 矢部 康樹 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

平成30年度若桜町財政健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度若桜町財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成30年度

若桜町財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

若桜町監査委員

(別紙)

平成30年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度 実質赤字比率
平成30年度 連結実質赤字比率
平成30年度 実質公債費比率
平成30年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和元年8月22日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等の照合審査をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位：%)

区分	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲10.25)	— (▲7.38)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲14.09)	— (▲10.84)	20.0	30.0
実質公債費比率(単年度)	6.6	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	— (▲3.8)	0.2	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「—」と表記するが、参考として黒字の数値を()内に「▲」で表記した。

(1) いずれの数値も基準以下で、注視すべき数値はない。

- (2) 実質公債費比率（3ヵ年平均）は、6.7パーセントで、前年度に比べて0.4ポイント上昇しているが、早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っている。これは、元利償還金の額が増加し、普通交付税額等が減少したためである。
- (3) 将来負担比率は0.2パーセントで、前年度に比べて負担が4ポイント下降している。これは将来負担額のうち、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額が増加したためである。
なお、早期健全化基準の350.0パーセントを大きく下回っている。
- (4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、起債の増加や基金の取り崩し等によって単年度で大きく変化するので、規模に見合った運用や他の比率との関連を考慮する必要がある。

平成30年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度 簡易水道事業
平成30年度 公共下水道事業
平成30年度 農業集落排水事業
平成30年度 赤松団地造成事業
平成30年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和元年8月22日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計名	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	
公共下水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	—	—	20.0

- (1) いずれの公営企業会計も、国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。
- (2) 索道事業を除く公営企業会計において、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っている。農業集落排水事業、赤松団地造成事業における繰入金は年々減少しているが、簡易水道事業、公共下水道事業における繰入金は昨年度より増加している。

若桜町監発第29号
令和元年9月27日

若 桜 町 長 矢部 康樹 様

若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年9月26日（木）
- 2 実 施 場 所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 商工業関係について
 - 特産品（商品）の販売促進方法について
 - 今年度住宅改修事業の実績（改修場所等内訳含む）について
 - 旧戸倉トンネルの活用状況について
 - (2) 観光事業関係について
 - 負担金、補助金により今年度前半に実施された事業状況とその課題等について
 - 駅前開発の進捗状況について
 - (3) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 5 監 査 の 結 果
 - (1) 商工業関係について、特に指摘事項なし。
 - (2) 観光事業関係について、観光資源の整備は、関連する組織や団体と連携し、誘客に向けた取り組みが必要と考える。事業の進捗状

況、実績等については指摘事項なし。

また、若桜城址への観光客は確実に増加していると推察できるところから、案内板の設置や改修、登山道の整備をはじめとする危険防止策が課題と考える。教育委員会、にぎわい創出課などの関係課が一丸となり、協力して対応されたい。

(3) その他、所管に関することについては、特に指摘事項なし。

以 上